

土地の所在

高松市上林町字野村
817-1

土地利用計画図

変更後

開発許可
年月日

第 令和
R7-109 8 年
号 2 月
12 日

申請者

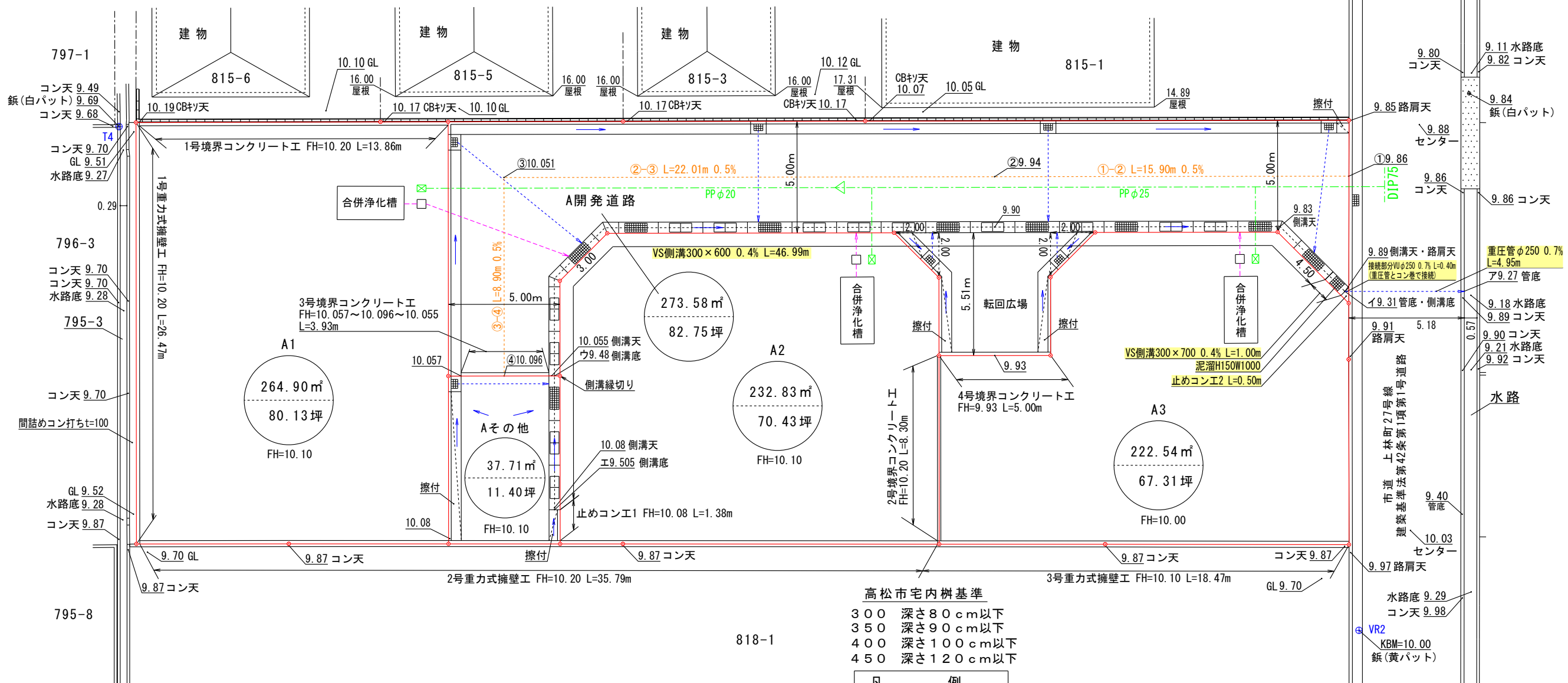
代表取締役
増元 竜彦
ホールデルイン
ハグウス(株)

作成者
住所・氏名

行政書士
石井 正志
高松市春日町1643番地9

給水管はPPφ20で引込み・φ13のメーター
 宅内排水管の土被りは0.20以上確保すること
 宅内管勾配φ150以下は1%以上
 宅内最終柵から本管への管勾配φ150・1.0%とする
 車両通行部分で土被り0.6m以下はコンクリート全管巻
 車両通行部分の宅内柵は耐圧蓋を使用
 既設本管の位置、管底高は事前に現地調査を行う
 L型側溝集水柵はグレーチングT-25使用
 L型側溝集水柵枝管はVU150・1%以上
 新設本管への取付管は支管継ぎ手を使用する
 クリアランス10cm以上確保すること
 取付管の施設方向は可能な限り直角かつ直線的に施設する事
 (但し本管への枝管取付間隔は1.0m以上離す事)

予定建築物は1戸建ての住宅
 通常水位5cm
 自由勾配側溝はグレーチングT-25使用
 本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし
 年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の
 公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議する事。
 30cm未満の高低差に用いる土留め壁は、審査対象外で
 あるので設計者の判断による。
 放流の同意については管理者と十分に協議すること。
 構造物を設置しない開発区域界には境界標識を設置すること。
 電柱を開発道路内に設置しないこと。



高松市宅内柵基準
 300 深さ80cm以下
 350 深さ90cm以下
 400 深さ100cm以下
 450 深さ120cm以下

凡	例	
宅内最終柵		泥溜15cm以上確保
水道		
バルブ		
街渠柵		グレーチングT-25使用 泥溜15cm以上確保

(施工業者の皆様へ) 施工前に地下埋設物の調査を行ってください。
 * 開発に関する協議は最終柵から一次放流先までを協議するものである。

縮尺 1/200